

北信越学生弓道連盟規約

北信越学生弓道連盟

昭和四十三年十一月	十二日作成
昭和四十五年四月	四日改正
昭和四十九年十一月	二日改正
昭和五十年一月	一日改正
昭和五十二年十月二十九日改正	
昭和五十五年一月	
昭和五十六年十月二十三日改正	
昭和六十年十一月	二日改正
平成二年十一月	二日改正
平成八年十月二十五日改正	
平成十三年十月十二日改正	
平成十五年八月二十三日改正	
平成十五年十月十一日改正	
平成十九年八月三十日改正	
平成二十一年三月五日改正	
平成二十一年九月十四日改正	
平成二十一年十月十日改正	
平成二十三年八月三十一日改正	
平成二十四年八月三十日改正	
平成二十六年八月二十七日改正	
平成二十七年十月十一日改正	

第一章 総則

第一条（名称） 本連盟は北信越学生弓道連盟と称する。

第二条（目的） 本連盟は弓道を通じて北信越地区各大学弓道部相互の連絡を図り、併せて弓道の研究を図ることを目的とする。

一、春季北信越学生弓道大会を開催する。但し、次期主管校に関しては、春季北信越学生弓道大会開催地における委員会において毎年これを審議する。

第四章 役員

第六条 本連盟は左記の役員を置く。

一、会長	一名
一、副会長	一名
一、顧問	若干名
一、委員長	一名
一、副委員長	三名（内一名は会計とする。）
一、委員	各校代表三名
一、会計監査役	若干名

第七条

役員の任期は十二月一日より十一月末日までの一年とする。但し再選はこれを妨げない。又補欠により役員となつた者の任期は前任者の残余期間とする。

第三章 事業

第五条 本連盟は目的遂行のため左記の事業を行う。

- 一、北信越学生弓道選手権大会を開催する。
- 一、他の弓道団体又は各種運動団体との連絡、協調。
- 一、毎年少なくとも一回会報を発行し、これを各大学一部保存することを義務とする。
- 一、その他本連盟の目的に適する事業。

第一節 会長・副会長

第八条 会長・副会長
会長・副会長は、委員会の了承を経てこれを推薦・決定する。

第九条 会長は本連盟を代表する。副会長は、会長に事故ある時これを代理する。

第二節 顧問

第三条

第二章 組織

- ①本連盟は加盟する北信越地区の大学弓道部をもつて組織し、他の全国八地区（北海道、東北、関東、東京都、東海、関西、中四国、九州地区）の学生弓道連盟と共に全日本学生弓道連盟を組織するものとする。
- ②北信越地区は原則として新潟・長野・富山・石川・福井の五県をもつて構成する。
- ③全日本学生弓道連盟の定める部員登録を行つた者を本連盟の部員と認める。

第四条 本連盟の本部は当番校に置く。

第四条

第十一条

本連盟に顧問を置く。顧問は、委員会の議を経て会長がこれを推薦する。

顧問は、本連盟運営の円滑化のための助力にあたる。

②委員は、各加盟校の活動予定及び状況を本部宛に連絡する義務を負う。

第十二条

第三節 委員長・副委員長・女子委員長

委員長は当番校より一名選出する。

副委員長は当番校より二名、次期当番校より一名選出する。但し委員長を含め当番校より選出する三名には男女どちらも含めるものとする。

委員長及び次期当番校の副委員長は、全日本学生弓道連盟中央委員を兼ねる。

委員長は本連盟の会務を総理する。副委員長は委員長に事故ある時これを代行する。

委員長を含め当番校から選出する三名の役員の中で女子の者が、女子委員長を兼ねる。

委員

委員は各加盟校から三名選出する。但し、正委員

一名、副委員を原則として男女各一名とする。

又役員選出によつて委員に空席のできた大学はこれを補充する。

①委員は、各加盟校相互の連絡を図り、併せて本連

第十八条

盟の庶務および会計を処理する。

②委員は、各加盟校の活動予定及び状況を本部宛に連絡する義務を負う。

顧問は、本連盟運営の円滑化のための助力にあたる。

②委員は、各加盟校の活動予定及び状況を本部宛に連絡する義務を負う。

第五節 当番校
当番校は本連盟の持回りとする。

第十九条 第六節 会計監査役
会計監査役は委員会で必要と認める時これを置く。

第二十条 第七節 委員会
本連盟の会議は、委員会とする。

第二十一条 第八節 委員会
委員会は、本連盟最高の議決機関であり、委員長は会議において議長になる。

第二十二条 第九節 委員会
委員会は、本連盟の事業運営に関する事項を審議決定する。

第二十三条 第十節 委員会
委員会は毎年三回開催する。但し、次の場合臨時委員会を開催しなければならない。

一、緊急事項があると委員長が認めた場合。
一、委員会において、委員参加校数の三分の一以上の要求がある場合。
一、加盟校数の三分の一以上の要求がある場合。

第二十四条 第十一節 委員会
第二十四条の二

手段を用いて臨時議決をとることができる。

一、前項の規定により承認された緊急事項の効力は臨時議決後の委員会までとする。但し、緊急事項を探る議案が本連盟の主催する大会に係る時はその終了時までとする。

一、臨時議決をとる際、委員長は可能な限り各加盟校より意見を聴取する。

一、委員長は臨時議決の結果を、速やかに各加盟校に報告しなければならない。

一、緊急事項の承認に係る条件については本規約第二十五条、第二十六条、及び第四十三条を準用する。この場合において、第二十五条の「出席」とあるのは「返信」、第二十六条の「委員参加校数」とあるのは「返信を行った校数」と読み替えるものとする。

第二十五条
委員会は加盟校数の三分の二以上の出席を以つて定足数とする。

第二十六条
委員会の議事は委員参加校数の過半数を以つて議決とする。

但し、可否同数の場合は原則として議長の決するところによる。

第三十一条

第二十九条 第七章 会計

第三十条 第七章 会計

第三十一条 第七章 会計

委員会は加盟校中不都合な行為のあつた時は、懲戒手段を講ずる事ができる。

第二十八条 第七章 会計

第二十九条 第七章 会計

第三十条 第七章 会計

第三十一条 第七章 会計

はこれを許可する。
②加盟申請条件は以下の通りである。
一、学校の認める正式な部であること。
一、登録部員数は、男子七名以上、または女子三名以上であること。

はこれを許可する。

②加盟申請条件は以下の通りである。

一、登録部員数は、男子七名以上、または女子三名以上であること。

第三十三条 契付金、補助金、その他は直接本部において受納する。

よるものとする。（補足Ⅳ）

第三十四条

①加盟校の全日本学生弓道連盟への部員登録費は、部員一人につき正加盟校一〇〇〇円、準加盟校五〇〇円とする。

②加盟校の北信越学生弓道連盟への部員登録費は、部員一人につき一〇〇〇円とする。

③加盟校は全日本学生弓道連盟の定める期日までに部員登録を行うことを要する。これは本連盟への部員登録を兼ねる。但し、追加登録は隨時認める。

第三十五条 会計は委員会において事業計画予算並びに決算報告書を提出し承認を受ける事とする。

第三十六条 会計は会計簿を作成し、つねに会計状態を明らかにする事を要する。

第三十七条 会計は年度末に收支決算報告書を作成し、本連盟加盟校に報告しなければならない。

第八章 審判規定

第三十八条 審判規定は原則として全日本学生弓道連盟規約によるものとする。（補足Ⅰ）

以上

第九章 競技規定

第三十九条 競技規定は原則として全日本学生弓道連盟規約に

本規約は昭和四十四年四月十二日から施行する。

第十章 附則

第四十三条 本連盟の規約改正を必要とする時は委員会において三分の二以上の決議によるものとする。

北信越学生弓道選手権大会は予選を行つた後、予選結果上位校でリーグ戦を行う。

第四十条

春季北信越学生弓道大会は予選を行つた後、予選結果上位チームでトーナメントを行う。なお、詳細は春季北信越学生弓道大会規定による。

第四十一条

その年の春季北信越学生弓道大会の予選での的中率と北信越学生弓道選手権大会の予選での的中率の平均値が最も高かつた男女各一名に、山内杯を授ける。但し同じ値の者が複数いた場合は、その年の春季北信越学生弓道大会及び北信越学生弓道選手権大会での優勝回数が多い者とする。なお決せざる場合は射詰めにて決定する。

第四十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二十二条

第一百三十三条

第一百四十四条

第一百五十五条

第一百六十六条

第一百七十七条

第一百八十八条

第一百九十九条

第二百一十条

第二百二十二条

第二百三十三条

第二百四十四条

第二百五十五条

第二百六十六条

第二百七十七条

第二百八十八条

第二百九十九条

第三百一十条

第三百二十二条

第三百三十三条

第三百四十四条

第三百五十五条

第三百六十六条

第三百七十七条

第三百八十八条

第三百九十九条

第四百一十条

第四百二十二条

第四百三十三条

第四百四十四条

第四百五十五条

第四百六十六条

第四百七十七条

第四百八十八条

第四百九十九条

第五百一十条

第五百二十二条

第五百三十三条

第五百四十四条

第五百五十五条

第五百六十六条

第五百七十七条

第五百八十八条

第五百九十九条

第六百一十条

第六百二十二条

第六百三十三条

第六百四十四条

第六百五十五条

第六百六十六条

第六百七十七条

第六百八十八条

第六百九十九条

第七百一十条

第七百二十二条

第七百三十三条

第七百四十四条

第七百五十五条

第七百六十六条

第七百七十七条

第七百八十八条

第七百九十九条

第八百一十条

第八百二十二条

第八百三十三条

第八百四十四条

第八百五十五条

第八百六十六条

第八百七十七条

第八百八十八条

第八百九十九条

第九百一十条

第九百二十二条

第九百三十三条

第九百四十四条

第九百五十五条

第九百六十六条

第九百七十七条

第九百八十八条

第九百九十九条

一千一百一十条

一千一百二十二条

一千一百三十三条

一千一百四十四条

一千一百五十五条

一千一百六十六条

一千一百七十七条

一千一百八十八条

一千一百九十九条

一千二百一十条

一千二百二十二条

一千二百三十三条

一千二百四十四条

一千二百五十五条

一千二百六十六条

一千二百七十七条

一千二百八十八条

一千二百九十九条

一千三百一十条

一千三百二十二条

一千三百三十三条

一千三百四十四条

一千三百五十五条

一千三百六十六条

一千三百七十七条

一千三百八十八条

一千三百九十九条

一千四百一十条

一千四百二十二条

一千四百三十三条

一千四百四十四条

一千四百五十五条

一千四百六十六条

一千四百七十七条

一千四百八十八条

一千四百九十九条

一千五百一十条

一千五百二十二条

一千五百三十三条

一千五百四十四条

一千五百五十五条

一千五百六十六条

一千五百七十七条

一千五百八十八条

一千五百九十九条

一千六百一十条

一千六百二十二条

一千六百三十三条

一千六百四十四条

一千六百五十五条

一千六百六十六条

一千六百七十七条

一千六百八十八条

一千六百九十九条

一千七百一十条

一千七百二十二条

一千七百三十三条

一千七百四十四条

一千七百五十五条

一千七百六十六条

一千七百七十七条

一千七百八十八条

一千七百九十九条

一千八百一十条

一千八百二十二条

一千八百三十三条

一千八百四十四条

一千八百五十五条

一千八百六十六条

一千八百七十七条

一千八百八十八条

一千八百九十九条

一千九百一十条

一千九百二十二条

一千九百三十三条

一千九百四十四条

一千九百五十五条

一千九百六十六条

一千九百七十七条

一千九百八十八条

一千九百九十九条

二千一百一十条

二千一百二十二条

二千一百三十三条

二千一百四十四条

二千一百五十五条

二千一百六十六条

二千一百七十七条

二千一百八十八条

二千一百九十九条

二千二百一十条

二千二百二十二条

補足Ⅰ 審判規定

審判規定は次の規定に従う。

- (一) 競技には審判を置く。
- (二) 審判は本連盟規約に基づきこれを行う。
- (三) 審判員の裁定には必ず従わなければならない。
- (四) 次の各項に該当する者は失格とする。
 - (イ) 審判員の裁定に従わない者。
 - (ロ) 指定の時刻に出場しない者。
 - (ハ) 競技及びその進行、会場の整理などに妨害・支障をきたした者。

補足Ⅱ 競技規定

本連盟の主催する全ての競技は、日本弓をもつてこれを行う。

- (一) 本連盟主催の全ての競技における出場資格は、本連盟加盟校に限る。
- (二) 本連盟事務局の部員未登録者は、本連盟主催並びに各地区学生弓道連盟主催の全ての競技における出場資格を持たない。
- (三) 出場選手の出場資格は、当該大学通常在籍期間中とする。留年により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれを認めない。
- (四) 但し、休学はその限りではない。
- (五) 引直しは打ち起こしを開始したる後はこれを認めない。本連盟主催の全ての競技においては原則として枠の深さ九センチメートル以上の直径三十六センチメートルの星的を使用する。
- 但し、星は直径十二センチメートルとする。

以上

(六) 遠近競射の際は、直径三十六センチメートルの線的を用する。

三十六センチメートルの的の位置は地上約九センチメートルにして候串する。

(七) 三十六センチメートルの的以外の的を使用する場合、その目的の中心を三十六センチメートルの的の中心に揃えてかける。

(八) 射位より的面までの距離は二十八メートルとする。

(九) 団体試合の際、的中同数の場合は、各射手一手をもつて競射する。

(十) なお、一手にて勝敗が決しない場合は、各射手一本をもつて競射し、勝敗の決するまで続行する。

(十一) 競技中の矢返しは、原則として認めない。

(十二) 行射中の選手に対して射技の指導を行うことを禁止する。

(十三) 競技の運営に関する異議の申立ては、各校責任者のみが大会運営委員に対して行うことができる。

(十四) 大会運営委員は、大会運営委員長及び副委員長をもつて構成し、異議申立てに対し適宜処理することができる。また大会運営委員は、異議申立ておよびその処置につき事後委員会で報告する義務を負う。

(十五) 本連盟の主催する大会における競技方法の細則は委員会がこれを決定する。